

○不破消防組合公告式条例

昭和 43 年 5 月 1 日条例第 2 号

改正

昭和 49 年 4 月 1 日条例第 1 号

昭和 53 年 3 月 23 日条例第 3 号

(総則)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例及び規則の公布)

第 2 条 条例又は規則を公布するときは、番号、公布文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例又は規則の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

東消防署前掲示場

西消防署前掲示場

(規程の公表)

第 3 条 前条の規定は、管理者の定める規程で公表を要するものに準用する。

(その他の公表)

第 4 条 管理者その他組合の期間が行う処分等で公表を要するものは第 2 条第 2 項に定める掲示場に掲示するものとする。

附 則

この条例は、昭和 43 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年条例第 1 号)

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 53 年条例第 3 号)

この条例は公布の日から施行する

